

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 第 217 回国会法律案等 N A V I 「ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定第二次 改正」 |
| 著者 / 所属 | 寺林 裕介 / 外交防衛委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 475 号 |
| 刊行日 | 2025-4-25 |
| 頁 | 101 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250425.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定第二次改正

1. 日本アセアンセンターとは

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（日本アセアンセンター）は、福田赳夫総理（当時）が1977年のASEAN訪問の際に、貿易観光展示場の設置を表明したことを契機として1981年に設立された国際機関である。設立協定によりセンターの本部は東京に置かれ（第1条2）、現在ではASEANの全ての加盟国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーの10か国）と日本の計11か国で構成される。その目的は、ASEANから日本への貿易促進によって経済上の連携を強化し、日・ASEAN間の投資の流れを加速させ、観光客の数を増加させ、更には人物交流を拡大させることにある（第2条）。2000年代以降、日本とASEAN各国との間では経済連携協定（EPA）が締結され、2022年には地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が発効しており、日本アセアンセンターでは、例えばこうした協定の活用についてASEAN各国の中小企業に対してセミナーを開催したり、日本とASEAN各国別の二国間貿易投資促進事業を実施したりしている。日本アセアンセンターは設立から40年以上にわたり日・ASEAN間の架け橋となり、関係発展に寄与してきた。

2. 設立協定の第二次改正の内容

2024年6月に日本アセアンセンターの理事会（各国の代表1名の理事からなる最高機関）において採択された設立協定の改正案（第二次改正）は、義務的拠出金の分担率を改定するものである。1981年のセンター設立当初、その分担率については日本90%、ASEAN構成国10%（9対1）と規定されていた（第10条2）。2007年のセンター改革の議論を経て、設立協定の第一次改正により、その分担率は日本87.5%、ASEAN構成国12.5%（7対1）に改定された（2011年発効）。

現行の義務的拠出金について、昨今のASEAN構成国の経済発展の実態を反映するため、日本は分担率の改定をASEAN側に提案してきた。今般、国会に提出された設立協定の第二次改正（閣条第10号）により、その分担率は5年をかけて段階的に改定され、最終的に日本80%、ASEAN構成国20%（4対1）となる。この改正の効力発生には全ての締約国の受諾を必要とし、仮に2026年度までに発効した場合、5年目の2031年度以降は上記の分担率となる。なお、今回の改正によって協定に附属書が加えられ、今後の義務的拠出金の分担率の改定についてはこの附属書の改正（理事会の決定をもって発効する）によって行われる。

てらばやし ゆうすけ
（寺林 裕介・外交防衛委員会調査室）